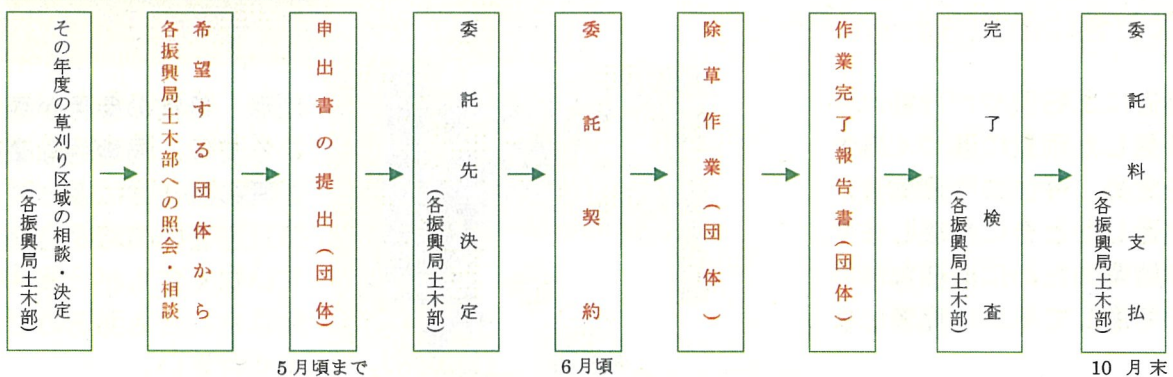


# 道路脇の草刈りに協力いただける団体を募集します

## ～住民団体等への草刈り業務委託制度～

道路をいつも安心・安全で使いやすい状態に保つためには、草刈り、清掃、除雪、施設の修理等日常の管理が欠かせません。その中で県が管理する道路脇の草刈りは、これまで県が各地を統一的な基準で実施してきたため、地域の実情にあった草刈りが出来ていないという声が多数寄せられているのが現状です。これをふまえ、県では平成 18 年度にモデル地区を選定し、「住民団体等による草刈り業務委託」を試験的に実施したところ、多くの地区から地域の実情にあった草刈りができて満足であるという結果を得ることができました。そこで、県では今後、住民団体等と協働で実施する草刈り業務委託制度を県内各地で推進していきたいと考えております。

### 委託制度のながれ



### 草刈り実施範囲

- 草刈りの対象箇所は道路両脇 0.5～1.0m とします(図参照)。
- 草刈りの実施区間は、各振興局土木部と協議の上決定し、委託を受ける団体が存在する地域、または隣接地域の範囲内とします。



図 草刈り範囲イメージ

### 対価について

- 下表は H18 単価の例(各年度単価は当該年度の 4 月頃に確定します)
- 保険代、道路使用許可申請費用、交通誘導員費用は含まれています。
- 処分費が必要な場合は別途協議します。

	除草作業のみ	除草・集草作業	除草・集草・積込運搬
1,000m <sup>2</sup> ～ 1,200m <sup>2</sup> の場合 (最低面積)	42,000 円	52,500 円	56,700 円
面積加算分 (200m <sup>2</sup> 毎)	5,250 円	7,350 円	8,190 円

### 留意事項

- 希望する団体は概ね 20 人以上の団体を目安とします。
- 契約できる面積は事務手続き業務を考慮して 1,000m<sup>2</sup> 以上とします(上図の刈幅の場合は、約 500～1,000m の延長相当)。
- 契約できる額は、100 万円までとします。
- 慣れない作業となるため、安全面には最大限注意していただくことになります。特に道路使用許可申請、交通誘導員の配置、保険加入(障害・賠償)については必須となります。必要に応じてヘルメット、安全チョッキ等の貸し出しをいたします。

●お問い合わせ先 道路環境課 Tel : 019-629-5878 Fax : 019-629-9124